

群馬県住宅マスタープラン（2011）に基づく基本的な施策の実施状況に関する中間評価

基本目標	基本的な施策	中間評価コメント
1 安全で安心な住まい・まちづくり	(1) 耐震診断・耐震改修等防災対策の促進 (2) 住宅相談・住情報提供の拡充 (3) 住宅の防犯対策の推進	○東日本大震災の際に公営住宅を被災者に提供したことや、民間賃貸住宅を借り上げたことは評価できる。 ○被災者への住宅提供の際は、民間賃貸住宅や戸建て住宅の空き家の活用についても積極的に検討することが必要である。 ○災害時に備え、関係団体と民間賃貸住宅の提供に関する協定を締結しているため、さらに迅速に対応できるようスキームを作成することが必要である。 ○補助額の増加の検討や、申請しやすい補助制度への見直しなど、木造住宅の耐震化が進むよう現行制度の見直しが必要である。 ○「ぐんま住まいの相談センター」を県民に広く周知し、情報提供が行われるよう、普及促進していく必要がある。 ○住宅の耐震化やストック活用、空き家問題の解決などは個々の問題ではなく、連動した課題であるため、総合的な施策として取り組む必要がある。 ○個々の事業で作成したパンフレットは設置箇所に取りに行かないと情報が得られない。施策の実施内容が広く一般県民に伝わるよう、ホームページの活用など情報伝達の方法について検討する必要がある。
2 豊かでゆとりある住まいづくり	(1) セーフティネットの構築 a. 公的賃貸住宅の整備及び管理 b. 民間賃貸住宅への円滑な入居の促進 (2) 少子高齢化対策の推進 a. 子育て支援 b. 高齢社会への対応 (3) 人にやさしい住まいづくりの支援 (4) 環境にやさしい暮らしの実現 (5) 住教育の推進 (6) 良質な住宅ストックの形成 (7) 住宅を長く大切に使う社会の実現	○県営住宅や市町村営住宅はセーフティネットとしての役割をきちんと果たす必要があるため、入居のための条件や、入居時における窓口での対応など、住宅確保要配慮者への受入れ体制の強化を図る必要がある。 ○「群馬あんしん賃貸ネット」については、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、引き続き運営していく必要がある。 ○インターネットを使える環境にいない高齢者、低所得者等の円滑な民間賃貸住宅への入居のための施策について検討する必要がある。 ○県営住宅に入居中の独居高齢者世帯等への保健師による巡回訪問については引き続き実施していく必要がある。 ○地域と連携したサービス提供を行っていきけるよう、県営住宅を巡回訪問している保健師と地域包括支援センターとの連携を検討する必要がある。 ○県営住宅のバリアフリー化については引き続き促進していく必要がある。 ○高齢者世帯だけでなく、子育て世帯、障害者世帯の住宅のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を進める必要がある。 ○バリアフリー化やユニバーサルデザイン化の普及を促進するため、補助制度の検討が必要である。 ○住宅を長く大切に使うため、長期優良住宅の普及促進や、中古住宅の担保価値が高まるような施策の検討が必要である。
3 地域特性に応じた住まい・まちづくり	(1) まちなか居住再生の支援 (2) 地域の空き家等の利活用推進 (3) 良好な家なみ・まちなみの形成支援 (4) 県産木材等の利活用促進	○まちなか居住等再生支援事業を含め、民間による事業が活性化しており、中心市街地における世帯数は今後の増加が見込まれる。 ○空き家の利活用については、現状把握を行い、県と市町村が連携して施策の実施や情報提供を行う必要がある。 ○景観法所管部局と連携し、住まいづくりやまちづくりを促進する必要がある。 ○県有施設での積極的な利用や、個人住宅への補助制度など、引き続き県産木材の利活用の促進をする必要がある。